

久 特 報 第 4 号
令和5年11月17日

久喜市長
梅 田 修 一 様

久喜市特別職報酬等審議会
会長 中村 貴子

久喜市特別職の報酬等の額について（答申）

令和5年10月6日付け、久人第1499号にて諮問のありました標記の件につきまして、別添のとおり答申します。

答 申 書 (案)

令和5年10月6日に当久喜市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）が諮問を受けた市議会議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、下記のとおり答申します。

記

1 結論

市議会議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、現行の額を据え置くことが適当である。

現行の額

(1) 議長	月額	483,000円
(2) 副議長	月額	433,000円
(3) 常任委員長及び議会運営委員長	月額	422,000円
(4) 議員	月額	410,000円
(5) 市長	月額	957,000円
(6) 副市長	月額	805,000円
(7) 教育長	月額	737,000円

(平成28年4月1日適用)

2 審議の経過

10月6日、10月24日及び11月10日の3回にわたり会議を開催し、市議会議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額の改定の是非について検討した。検討するに当たり、埼玉県内40市の報酬等の額及びその改定状況並びに本市の人口の推移及び財政状況等を踏まえ意見を交換し、次のことを確認した。

- (1) 本市の市議会議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額は、県内の同規模団体や類似団体と比較し、概ね同程度かやや上位の水準にあること。
- (2) 市の発足後、実質公債費比率及び将来負担比率は減少してきたこと。
- (3) 令和2年度以降は、財政力指数が低下していること。
- (4) 今後、新たなごみ処理施設や（仮称）本多静六記念市民の森・緑の公園の整備費等、支出が一時的に増加すること。
- (5) 中期財政計画では、今後、扶助費、子育て支援のための費用、公債費等の増加が見込まれると示されていること。
- (6) 中期財政計画では、令和5年度以降の経常収支比率や実質公債費比率が上昇す

ると見込まれていること。

(7) 関東地方の消費者物価指数は上昇していること。

このような中、消費者物価指数の上昇等を理由として、市長、副市長及び教育長の給料の額を上げる意見があった一方、今後、大きな支出が見込まれることや財政力指数の低下等から、市議会議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料ともに据え置く意見が多数を占めた。

3 その他の意見

審議の過程において、以下のような意見があった。

- (1) 特別職の報酬や給料の額は、経済等の状況を踏まえた臨機応変な対応をするため、当審議会の開催頻度を見直すべきであるとの意見があった。
- (2) 県内他市と比較した際の特別職の報酬等の額の水準と、一般職の給料の水準の差について意見があった。
- (3) 特別職の報酬及び給料並びに期末手当については、その総額を考慮して決めても良いのではないかとの意見があった。
- (4) 各年度の実質単年度収支も特別職の報酬等の額の妥当性を検討するうえでの判断材料の一つとしても良いのではないかとの意見があった。

4 附帯意見

現在、市議会議員及び市長等の特別職の期末手当支給割合の月数については、一般職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の合計月数と同様としており、人事院勧告に基づく国の給与改定に準じた一般職員の期末手当及び勤勉手当の改定に併せて特別職の改定も行っている。

一般職員の期末手当及び勤勉手当の改定は、その時々々の経済情勢や民間給与の実態を勘案した人事院勧告に基づくものであり、また、埼玉県内の他市の多くは特別職の期末手当の支給割合については一般職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の合計月数と同様としている。

このようなことから、本市の特別職の期末手当の取扱いについては、引き続き現行と同様とし、人事院勧告に基づく国の給与改定に準じた改定ではない場合は、必要に応じて審議会に諮ることが適当である。